

7月・8月・9月は「滞納処分(財産差押)強化月間」です

市では「税の公平性および税収確保」の観点から、大多数の納期限内納税者の目線に立って、滞納処分(財産差押)を強化した取り組みを行っています。支払能力があるにも関わらず、納税いただけない人などは、滞納処分により強制的に徴収していますが、市では7月・8月・9月は「滞納処分(財産差押)強化月間」として、今まで以上に滞納者に対する「財産調査」を徹底して行っていき、財産の差押をより強化します。

平成 24・25 年度滞納処分の差押件数・換価状況 6月末現在での比較

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度
預 貯 金	183	191
給 与・年 金	10	8
生 命 保 険	9	9
国 税 還 付 金	49	33
売 掛 金・賃 料 ほか	4	0
不 動 産	13	10
計	268	251
換 価 による 税 収	18,689,130 円	12,317,498 円

滞納処分件数の推移

財 産 の 種 類	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度
債 権 等	234	385	678	1,022
不 動 産	41	8	60	88

○差押した動産(絵画・自動車など)・不動産はインターネットなどで公売しています

Yahoo!JAPANが運営する官公庁オークションのサイト上で、差押した動産をせり売りにて売却しています。

今後は自動車(二輪車含)も差押し、タイヤロックした後レッカー移動します。それでも納税いただけない場合はインターネット公売などで売却します。



宅地など7物件の不動産を公売します

市税の滞納処分として差押した不動産(土地・建物)を入札によって公売します。

今回の公売は本市と高崎市(☎027-321-1225)、藤岡市(☎0274-22-1211)、富岡市(☎0274-62-1511)、下仁田町(☎0274-82-2111)、西部県税事務所(☎027-322-6297)、藤岡行政県税事務所(☎0274-22-1442)、富岡行政県税事務所(☎0274-63-2245)と合同で行います。

本市以外の各機関の公売の内容については、各機関にお問い合わせください。

不動産公売の概要

入 札 期 日	11月21日(木) 午後1時受付開始
場 所	高崎市役所3階31会議室
そ の 他	本市の物件は、市ホームページにも掲載していますので、手続きなどの詳細についてはご確認ください。 本庁収納課・支所住民課には、詳細が記載された「公売広報」も用意しています。



売却区分番号	所 在 地	内 容				最低入札価額 (円)	公売保証金 (円)
		土 地	土地面積 (㎡)	建 物	建物面積 (㎡)		
安中市-1	下後閑字富士山	宅地2筆	計1,512.00	建物1棟	計315.90	8,890,000	890,000
安中市-2	古屋字山王林	畑1筆	404	-	-	6,320,000	640,000
安中市-3	中野谷字上宿北	畑1筆	699	-	-	4,850,000	490,000
安中市-4	野殿字切通	畑1筆	767	-	-	5,080,000	510,000
安中市-5	松井田町人見字新田	宅地2筆 畑2筆	計472.45	-	-	6,990,000	700,000
安中市-6	松井田町人見字西原	畑3筆	計2,497.00	-	-	17,830,000	1,790,000
安中市-7	松井田町八城字別所	畑1筆	536	-	-	2,890,000	290,000

※直前に公売を中止する場合があります。事前に公売実施の有無を各機関にお問い合わせください。

※農地の場合、公売参加には農業委員会の発行する買受適格証明書が必要となります。

問合せ▶☎収納課収納整理係(☎内線1083)